

案文修正箇所(2/29⇒3/1)

2/29案



3/1案

(基本理念)

第一条の二

障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及び地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを総合的かつ計画的に行うことを旨として、行わなければならない。

(基本理念)

第一条の二

障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

修正のポイント

- 1) 基本理念を新設することで、社会モデルを示したことは評価されますが、例によって「可能な限り」が残っています。そこで、「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され」で補われました。
- 2) また、「旨」とするのは社会的障壁の除去に資することであることが強調されました。

案文修正箇所(2/29⇒3/1)

2/29案



3/1案

(基本指針)

第八十七条 (略)

3 厚生労働大臣は、基本指針の案を作成し、文は基本指針を変更しようとするときは、あらかじめ、**障害者等をはじめとする国民**の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(基本理念)

第八十七条 (略)

3 厚生労働大臣は、基本指針の案を作成し、文は基本指針を変更しようとするときは、あらかじめ、**障害者及びその家族その他の関係者**の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

修正のポイント

基本指針の作成の際、「障害者等と国民」の意見を反映となっていたのを、「障害者、家族、関係者」の意見と、誰の意見を反映させるかがより明確にされました。推進会議や部会のように、当事者参画を重視したものと解釈されます。

案文修正箇所(2/29⇒3/1)

2/29案



3/1案

(検討)

附則 第二条

政府は、全ての国民が、障害の有無によって分け病てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を段階的に実現するため、この法律の施行後三年を目途として、第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条の二に規定する基本理念を勘案し、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方、手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の規定により検討を加えようとするときは、障害者及びその家族その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めるものとする。

(検討)

附則 第二条

政府は、全ての国民が、障害の有無によって分け病てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後三年を目途として、第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条の二に規定する基本理念を勘案し、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方、手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の規定により検討を加えようとするときは、障害者及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

修正のポイント

- 1) 段階的に共生社会を実現するというより、共生社会の実現に必要な支援策を段階的に講ずるとしたことで、段階的に講ずる支援策とは「骨格提言で示した内容」を指すものと解釈できるような書きぶりになりました。
- 2) 「意見を聞いて尊重するように努める」努力規定から、「意見を反映させるのに必要な措置を講ずる」となったことで、単なるヒアリング程度で片づけられたり、当事者性の薄い現行の社会保障審議会のような会議で検討するのではなく、推進会議や部会のような当事者参画の仕組みとメンバー構成をしなければならないと解釈できる、非常に重要な変更箇所です！